

安徳寺永代供養墓管理規則

(目的)

第一条 安徳寺永代供養墓管理規則(以下、「永代墓規則」という)は、浄土真宗廟所としての伝統を踏まえ、安徳寺永代供養墓の管理について明確な基準を定め、その整備・管理の円滑化を期するものである。

(永代墓の名称・位置及び・管理規則適用の墓域)

第二条 この永代墓の名称は『安徳寺永代供養墓』(以下「永代供養墓」という)とし、(嬉野市嬉野町大字吉田字斧研 4333 番 3)をその墓域とし、管理規則の適用を受ける。永代墓管理に関する業務は安徳寺(嬉野市嬉野町大字吉田甲 4345 番地)において取り扱う。

(経営者及び管理者)

第三条 「永代墓」の経営者は宗教法人安徳寺代表役員(安徳寺住職)(以下住職という)とする。また管理者も住職とする

(永代墓の使用許可及び使用者)

第四条 永代墓の使用許可権者は住職とする。

2. 永代墓の使用者は、住職に使用の許可をうけなければならない。
3. 永代墓の使用者は、真宗廟所としての歴史的伝統と宗教的尊厳性を尊重し、浄土真宗の宗風を遵守しなければならない。
4. 永代墓の使用者は原則として安徳寺の門信徒でなければならない。ただし、特別の事由があり住職が認めたときはこの限りでない。

(管理者の責務)

第五条 管理者(住職)は法令及びこの墓地規則の定めるところに基づき、永代墓管理に関する管理事務手続きの責任者として、永代墓に関する実務を行い、必要な書類を整備し、永代墓台帳の管理を行なう。

(永代墓使用許可の基準)

第六条 永代墓使用は、永代に相当する期間とする。(ただし、25回忌以降は遺骨を永代墓内の合同埋葬室へ移すこととする。

2. 永代墓には、焼骨以外の埋葬は許可しない。
3. 住職は、合同墓使用を許可するに際し、管理上必要のあるときは、永代墓使用者に対して、適時の措置を要求し、又は経費を負担させもしくは特別の条件を付すことが出来る。

(永代墓使用許可の取消)

第七条 住職は、次に掲げる事項に該当したときには、永代墓使用の許可を取消す事が出来る

- (1) 永代墓使用許可取得後、五年を経過しても納骨しないとき。(ただし、特別な理由があり住職が認めた場合はその限りではない)
- (2) 永代墓使用許可証取得後、管理料を五年以上滞納したとき。
- (3) 住職の承認を得ずに永代墓使用の権利を他人に譲渡したとき。
- (5) 永代墓を本来の目的以外に使用していると認めたとき。
- (6) 墓碑の祭祀・典礼が浄土真宗の墓前典礼と異なる方法で執行され、浄土真宗の宗風が著しく損なわれたとき。
- (7) その他永代墓規則並びに内規に定められる事項に違反し、管理者(住職)の勧告・指示に従わないとき。
- (8) 前各号の外、住職の指示に違反したことが明らかなき。

住職は、前各号の規定により、使用の許可を取消した墓地については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、墓碑その他の付帯物を処分する事が出来る。

(永代墓使用権の継承)

第八条 安徳寺永代供養墓使用権は、相続による場合の外、移転する事が出来ない。ただし、やむをえない特別の事由ある場合においては、親族または関係者は住職の許可を得て、永代墓使用権を継承する事が出来る。

(永代墓の使用料・管理料)

第九条 永代墓の新規使用者は永代墓永代使用料を納付しなければならない。

2. 既納の永代墓永代使用料は、その理由のいかんにかかわらず、一切これを返還しない。(ただし、納骨前の30日まではそのかぎりではない)

3. 永代墓永代使用料及び管理費の金額は、別途『安徳寺墓地管理規則施行内規』の定めるところによる。

(内規)

第十条 永代墓使用の許可手続その他のこの永代墓規則の施行について必要な事項は『安徳寺永代供養墓管理規則施行内規』に定める。

付則

1. この墓地規則は平成24年7月1日より施行する。
2. この墓地規則の変更をするときは管理委員会(代表役員、責任役員、総代)との協議、決議を経ることを要する。

安徳寺永代供養墓管理規則施行内規

(趣旨)

第一条 安徳寺永代供養墓管理規則を円滑に施行するために安徳寺永代供養墓管理規則施行内規(以下、「内規」という)を定める。

(新規使用許可申請と許可証)

第二条 安徳寺永代供養墓管理規則(以下「永代墓規則」という。)の規定により、新規永代墓使用を願い出る場合には、永代墓永代使用料を添えて、安徳寺永代供養墓使用許可願**(第一号様式)**及び安徳寺永代供養墓使用誓約書**(第二号様式)**を提出しなければならない(永代墓台帳記載)。

2. 使用を許可した者には規則の規定に従い『安徳寺永代供養墓使用許可証』**(第三号様式)**を交付する。

3. 永代墓使用者はこの許可証を保管し、必要に応じて提示しなければならない。

(永代墓使用の申請)

第三条 永代墓の使用者は埋葬、改葬の度に合同墓使用許可証を提示し、火葬許可証を添えて、永代墓管理者(住職)に届け出なければならない。(永代墓使用許可証を取得していない者は、速やかに永代墓使用確認の申請により、永代墓使用許可証を取得しなければならない。)(合同墓台帳記載変更)

(永代墓使用者の管理義務)

第四条 永代墓使用者は、使用墓地内の墓碑その他の工作物、植木等、の転倒、その他の危険または他人に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、自己の負担において、速やかに修理その他の適宜の措置をしなければならない。

(永代墓永代使用料)

第五条 『永代墓規則』の規定にもとづく、永代墓永代使用料の金額は別途「合同墓管理委員会」にはかりこれを定める。(別紙記載)

(永代墓使用許可証の返還及び再交付)

第七条 『永代墓規則』の規定により、永代墓使用の許可を取り消された者は、永代墓使用許可証を返還しなければならない。(永代墓台帳記載)

2. 永代墓使用許可証を紛失または著しく汚損した場合は、再交付を願い出る事が出来る。(合同墓台帳記載)

(相続による合同墓使用権の承継)

第八条 『永代墓規則』の規定により、相続により墓地使用権を承継する場合は、速やかに永代墓使用許可証の書き換えを申請しなければならない。(永代墓台帳記載)永代墓使用権は、第1項の規定に定める場合の外、承継する事が出来ない。ただし、やむをえ

ない特別の事由ある場合においては、親族または関係者は管理者の許可を得て、永代墓使用権を継承する事が出来る。

2. 永代墓使用権を継承しようとする者は、一族関係者の同意を得て、継承に関する必要な書類を添附し、安徳寺永代墓使用権譲渡許可願**(第四号様式)**並びに誓約書**(第二号様式)**を提出し、かつ、永代墓使用許可証**(第一号様式)**を申請し、取得しなければならない。(永代墓台帳記載)

第九条 その他必要な事項は、住職が管理委員会(代表役員、責任役員、総代)にはかりこれを定める。

付則

1. この墓地規則施行内規は、平成24年7月1日より施行する。

別紙

安徳寺永代供養墓永代使用料及び墓地管理料(年間費)一覧表

永代供養墓永代使用料(申請時)

永代使用料 120,000円／御一人

- 永代墓の使用は、永代の使用許可であり、土地の分譲ではありません。
- 永代墓へは、骨壺で納骨となります。(また25回忌後は、合同納骨室へ移します)
- 法名塔(法名・氏名・命日等)は、文字彫り費として25,000円ほど必要です。

別紙

安徳寺永代供養墓永代使用料及び墓地管理料(年間費)一覧表

永代供養墓永代使用料(申請時)

永代使用料 150,000円／御一人

- 永代墓の使用は、永代の使用許可であり、土地の分譲ではありません。
- 永代墓へは、骨壺で納骨となります。(また25回忌後は、合同納骨室へ移します)
- 法名塔(法名・氏名・命日等)は、文字彫り費として25,000円ほど必要です。